

国と地方の協議の場に関する法律の概要

1. 目的

国と地方の協議の場は、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、関係各大臣と地方六団体の代表者が協議を行い、もって内閣府設置法第4条第1項第3号の2の改革の推進並びに国及び地方公共団体の政策の効果的かつ効率的な推進を図ることを目的とする。

2. 概要

(1) 構成及び運営

○協議の場は、次に掲げる者をもって構成する。

〔国側〕：内閣官房長官、特命担当大臣、総務大臣、財務大臣、内閣総理大臣が指定する国務大臣（内閣総理大臣が議長及び議長代行を指定）

〔地方側〕：地方六団体の代表（副議長を互選）

○議長は、議員でない国務大臣、地方公共団体の長・議会の議長を、議案を限って、臨時に参加させることができる（地方側は、地方公共団体の長・議会の議長の参加を求めることができる。）。

○内閣総理大臣は、いつでも出席し発言することができる。

(2) 協議の対象

○次に掲げる事項のうち重要なものを協議の対象とする。

- ・国と地方公共団体との役割分担に関する事項
- ・地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
- ・経済財政政策、社会保障に関する政策、教育に関する政策、社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの

(3) 招集等

○内閣総理大臣は、毎年度、議長が協議の場に諮って定める回数、協議すべき具体的事項を示して協議の場を招集する（臨時に招集することも可能。）。

(4) 分科会

○議長は、分科会を開催し、特定の事項に関する調査・検討を行わせることができる。

(5) 国会への報告

○議長は、協議の場の終了後遅滞なく、協議の概要を記載した報告書を作成し、国会に提出しなければならない。

(6) 協議結果の尊重

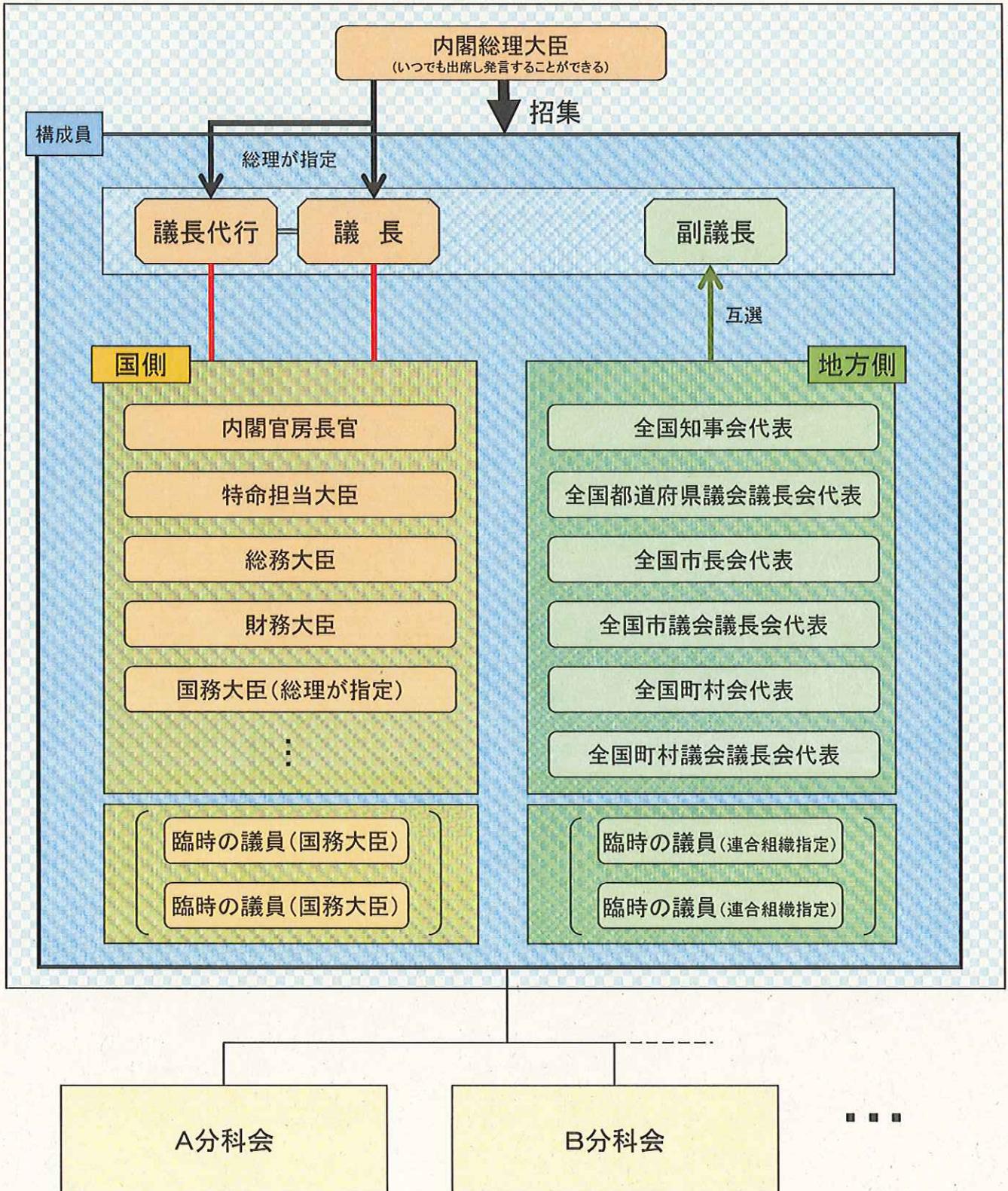
○協議が調った事項については、議員及び臨時に参加した者は、協議結果を尊重しなければならない。

3. 施行期日

公布の日（平成23年5月2日）

(参考)

国と地方の協議の場 (イメージ)



※分科会については、協議の場に諮って定める